

【保存版】子ども会安全共済会 加入手続きについて

2026（令和8）年4月 福岡市子ども会育成連合会 安全部

- **加入手続き等はインターネット上で行います。**
- 手続きは、全子連ウェブサイトのマニュアル類をあわせてご覧ください。
 - ◆ 単位子ども会用マニュアル（◇加入編、◇変更編、◇更新編）
 - ◆ 校区子ども会用マニュアル（◇取扱マニュアル）
- 様式やマニュアル類の[市区町村等子連]や[市子連]は**校区子連**に、[都道府県・政令指定都市子連]や[県子連]は**市子連**に読替えてください。



〔1〕 共済加入申し込み（年度初め）

⇒ 加入者情報、行事計画をインターネット上で入力の上、下記の①・②を揃えて5月末日必着で市子連へ**メールかFAXで送信**、または郵送・持参してください。
※ メール・FAXで送信した場合、書面の提出は不要です。
 会費（人数×200円）も、同日までに着金するように振り込んでください。
 市子連に書類を持参する場合に限り、会費の持参も受け付けます。

単位子ども会	⇒ 加入者情報、行事計画の入力は、単位子ども会用マニュアルをご覧ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・新年度からネット加入を開始 ⇒ ◇ 加入編 ・旧年度からネット加入を継続 ⇒ ◇ 更新編 ① <共済様式> O6 共済掛金等報告書（ネット加入用）
校区子ども会 (校区子連)	② <共済様式> O2 共済加入書類送付案内 兼 加入状況報告書

〔2〕 事故の発生

⇒ 事故発生日からその日を含め30日以内に、市子連にメールかFAXで送信して、確認を受けてください。（裏面の留意事項を参照）
 ⑥の原本は、共済金請求書類の送付時に、あわせて送ってください。
 ③ <共済様式> 20 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書


〔3〕 共済金請求（けが、病気）

⇒ 平常の生活ができるようになった日、または事故発生日からその日を含め180日を経過した日の何れか早い日から60日以内に、下記の書類⑥～⑩を揃えて、市子連に郵送または持参してください。

- ③ <共済様式> 20 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書
- ④ <共済様式> 21 <医療共済金> 請求書兼事故証明書
- ⑤ <共済様式> 22 個人情報取扱いについての同意書
- ※ 添付書類
 - ◆ 病院、調剤薬局等の領収書をA4用紙に直接コピー、または写しを貼り付けたもの。
 - 〔 福岡市が行う医療費助成等で、支払いが発生しない場合でも 〕
 - 〔 保険点数が記載された「診療明細書」の写しで請求できます。 〕
 - ◆ 年間行事計画書（コピー）及び行事のおたよりなど
- ⑥ <共済様式> 23 医療報告書（前項の領収書がない場合のみ添付してください。費用は請求者負担です）
- ⑦ <共済様式> 24 柔道整復施術報告書（整骨院等を受診の場合で費用が無料の場合に添付してください。有料の場合は、柔道整復師に無償で交付が義務付けられている「領収証」を添付してください）

〔4〕年度途中の追加・変更

㉑ 会員の追加加入

単位子ども会	㉑ <共済様式>06 共済掛金等報告書（ネット加入用） ◆ ネット上から加入者情報を入力し、㉑を作成して校区に提出します。 ※ 加入者情報の入力については『単位子ども会マニュアル：変更編』の『加入者の追加』をご覧ください。 ◆ 会費は、指定口座へ振込のほか市子連への持参も可能です。 ※ 2026年度から区定例会における現金預かりは廃止します。 ※ 指定口座への振込後は、必ず指定のGoogleフォームで連絡してください。（連絡いただかないと確認できません）  口座振込連絡
校区子ども会 （校区子連）	㉒ <共済様式>02 共済加入書類送付案内 兼 加入状況報告書 ◆ 単位子ども会から㉑の提出を受け、㉒を作成後、㉑とともに市子連へメールかFAXで送信または郵送・持参してください。 ※ メール・FAXで送信した場合、書面の提出は不要です。

【注意】2026年度から書類提出及び会費振込後に共済発効となります。

㉒ 行事の変更・追加

単位子ども会	◆ ネット上から行事実施の前日までに、行事内容を入力して下さい。 当日以降の追加、変更はできません。 ※ 行事の入力については『単位子ども会マニュアル：変更編』の『年間行事の変更・追加』をご覧ください。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

㉓ 会員の転入、名簿の訂正・名簿の変更・訂正、代表者の変更
 ⇒ 書類作成後、市子連に提出してください。
 不明な点は、市子連に問い合わせてください。



全子連 共済様式

〔留意事項〕市子連に書類を送信する場合の注意点（㉑、㉒・㉓の場合）

- ◆ メールの場合 添付ファイル（PDF）で送信後、市子連からの返信メールを確認してください。返信がない場合は、必ず電話で問い合わせして下さい
- ◆ FAXの場合 送信後、市子連に電話かメールをして確認を受けます。
 メールの場合、市子連からの返信メールを持って確認を受けたこととなります。返信がない場合は、届いていない可能性がありますので、必ず電話で問い合わせして下さい。
 FAXの送付状（鑑文）は必要ありません。

〔連絡先〕 福岡市子ども会育成連合会 事務局
 住所 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号
 博多区役所庁舎9F
 TEL 092-402-1695
 FAX 092-402-1696
 （月～金曜日 9時～12時、13時～17時）
 e-mail fukuokashi@kodomo-kai.or.jp



加入説明資料やよくある質問は
福岡市子ども会のホームページ
 に掲載しています。